

議会広報調査特別委員会

平成26年1月28～29日 大分県別府市・由布市

【視察委員】	委員長 島田 敏春	副委員長 今村 直登
	委員 上田 欣也	委員 後藤 修一
	委員 松本 龍一	委員 西高 隆博



別府市視察

議会広報編集方針等について
 1月28日 大分県別府市
 別府市は、大正13年に市制施行された面積約125km²、人口12万2,000人で、温泉観光地として古くから栄え、年間800万人の観光客で外国人客も多く、国際観光都市として非常に活気のある地域でした。広報委員会は正副議長及び各会派からの13名で構成されており、議会の動きや分かりやすい紙面づくりとして写真の活用や紙面の割り振り等、よく研究されています。さらに毎年1月号及び改選時には臨時号を早急に発行するなどされてきました。



由布市視察

1月29日 大分県由布市
 由布市は、平成17年3町合併による市で面積約319km²、人口3万6,000人で、農業、商業、観光により快適で住み良いまちを目指しておられました。広報委員会は、3常任委員会から各3名の9名で構成されており、分かりやすいを目標に目をひく紙面や字数の削減、写真活用等よく研究されてきました。

所感
 議会の動きを分かりやすく市民に知らせることや、いかに読んでもらえるかについてよく研究されていました。参考になったことを十分検討しながら取り入れていきたいと思えます。

男女共同参画について

松井美津子 議員



松井 小型家電リサイクル法が公布されたが、本市の取り組みについて

環境衛生課長 菊池環境保全組合で小型家電を5品目に選別してリサイクル業者に搬出されている。

松井 男女共同参画について何うが市政に女性の視点、意見が生かされているか。

総務課長 月2回の庁議に課長1人補佐級5人が加わり女性の意見を生かすようにしている。

市長 その場での発言は少ないが時には、無記名でメールで提案してもらうこともある。やる気と情熱がある人は、男性、女性を問わず、管理職になってもらいたい。

管理職試験は、条件として、課長補佐を3年以上経験した人となっているが女性も挑戦している。

松井 障がい者の雇用対策について伺う。
総務課長 男女共同参画を基本にした人権を尊重し、精神、知的障がい者の雇用については、まだ受け入れ体制や、環境整備が整っていない。

で、学習しながら、将来は考えていく必要がある。

松井 障がい者優先調達推進法に關連して本市の取り組みについて

福祉課長 調達の目標としては前年度実績以上の150万9千円以上を考えている。



障がい者福祉施設製品展示場の風景

松井 障がい者の防災対策は。教育委員会指導主事 特別支援学級の訓練は、全体で行っているが、肢体不自由児や、知的障がい児がパニックにならないように訓練、学習を重ねて備える。

松井 図書館が所蔵する雑誌に広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度について伺う。

生涯学習課長 企業の宣伝効果、社会貢献経費削減で図書購入費に充てられる。導入の方向でいきたい。

学校現場を混乱させる 集団フッ化物洗口の実施

神田公司 議員



神田 フッ化物洗口は、子どもたちの虫歯予防のために、フッ素が入った液でうがいをする。週1回程度実施、1分間うがいをした後30分間は飲食できない。危険性も指摘されている。集団フッ化物洗口について、
 ①全校で実施するのが。②どのようなやり方なのか。③実施主体、責任者は誰なのか。事故があったときは誰が責任を取るのか。④経費はいくらなのか。⑤学校の時間の中で、どの時間で実施するのか。授業の短縮・掃除のカットは。⑥校長会等の意見、学校現場の意見は。⑦保護者・学校・行政の三者ではどのような形での協議を行い、説明責任を果たすのか。⑧フッ化物洗口は明らかに医療行為だが。

学校教育課長 虫歯の予防という点でフッ化物洗口は、安全で有効であり、平成27年度から全ての小中学校で開始する予定。やり方は学校の施設で一斉にそれぞれの時間を確保して行う。実施主体責任は教育委員会。経費等の積算等はしていない。どの

囲碁の最大の効果は集中力が養われ、考える力が身に付くと言われております。また、右脳が鍛えられ、きれいなものをきれいだと感じたり、人にやさしくできたり、ひらめき力がアップします。さらに相手を思いやる気持ちが出てくるとも言われています。囲碁を始めれば、いじめがなくなるかもしれません。ぜひ、小中学校の部活に囲碁を加えていただきますよう要望いたします。

(平成24年9月議会で質問)

コミュニティスクール合志版(地域の人材を学校の教育活動に取り入れること)を通じ、考えていきたい。大変いい提案をいただいた。

西合志中央小学校の学童クラブで囲碁を始める(平成26年4月～)



神田 医療行為になるのかわからないのか、見解は。
学校教育課長 フッ化物洗口は学校保健法第2条に規定する学校保健安全計画に位置付けられており、学校における保健管理の一環として実施される。

時間で行うかも、食後30分間は飲食できないので協議したい。現時点では具体的内容等は校長先生の方には伝えていない。内容等は養護の先生たちと協議を行いながら実施に向けた取り組みを行いたい。実施するとなれば養護の先生だけでなく学校の先生方の理解を得ながら進める。そして保護者のご理解を得ながら進めていく。医療行為という部分だが、これまではフッ化ナトリウムの粉末の試薬を使って実施されており、これは薬物関係の制約が加わる。今回はミノウールという包装された試薬を使い、鍵のかかるところで保管する。